

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、役場出張所窓口の見直しについてお尋ねいたします。

町長の施政方針でも述べられましたが、役場本庁舎及び出張所窓口について、円滑な窓口業務とするよう業務推進について見直しを実施し、平成30年1月の実施に向けて混乱を来さないよう周知に努めていくとしています。

見直し案では、本庁舎は、これまでより水曜日が業務時間の延長になることで利便性の向上が図られることになると思いますが、出張所については、日曜日が休みになることや通常の業務時間が水曜日を除き午後7時から午後5時15分とこれまでより短くなることなどを見ると、繁忙期の延長はあるとはいえ、利便性の低下になるものではないでしょうか。

住民の方々からは、高齢化の進行や生活形態が多様化する中、出張所窓口の業務日や時間の変更ではなく、むしろ出張所の対応業務の拡充を求める声が出されています。見直しについては、早急に進めるのではなく、町民の意見を反映させるべく一定の時間をとり、町民要望に沿う形で進めるべきと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

役場出張所窓口の見直しについてですが、出張所の窓口体制につきましては、公共施設の再編等により役場庁舎機能を千畑庁舎に集約したことに伴い、平成22年1月から美郷町学友館内に六郷出張所、美郷町公民館内に仙南出張所を設置して、生涯学習課職員が窓口業務を行っているところです。その取り扱い業務については、戸籍関係証明書や住民票、印鑑証明書や所得証明書などの各種証明書発行はもちろんのこと、町税や使用料の収納、納付書の再発行、死亡届などの受け付け、各課への文書取り次ぎなど町民からの要望等も踏まえながら、開設当初よりは随分と増えている状況で、現在、72業務を扱っているところです。

ちなみに、昨年度の出張所1日当たりの平均取り扱い件数ですが、業務日別では、平日が68.2件、土曜日が35.4件、日曜日が35件、祝日が19.1件となっており、当然ですが、平日の利用件数が多い状況です。また、時間別では、日中の取り扱い件数が46.9件と、これも当然ですが、あらかたを占め、17時以降の取り扱い件数は8.3件と少ない件数となっております。

一方、こうした出張所業務における課題については、美郷町職員定員適正化計画に基づく職員の漸減で、窓口対応に振り向けられる正職員数が減り、規定労働時間での職員ローテーションが限界にきていること。また、取り扱い業務が増加する中、本庁舎と出張所の業務時間に違いがあるため、専門的分野の相談、問い合わせがあった場合、十分な対応ができないことなどの課題があるところです。

このたびの見直しは、こうした課題に対応するためですが、その内容については、県内市町村の窓口対応状況を踏まえ、最高の対応ではありませんが、最低の対応でもないちょうどよい対応、つまりは窓口業務を本庁舎及び出張所とも週5日体制とすること、うち週1回は窓口業務時間を延長すること、そして出張所については土曜日にも対応することとしているところです。

なお、住民移動等が多くなる3月下旬から4月上旬の業務日については、本庁舎、出張所ともに業務時間をいずれの日も19時まで延長することとしており、最も窓口業務の対応が求められる時期には、町民にとりましてはこれまで以上に便利な窓口業務体制といたします。

つきましては、このたびの見直しにどうかご理解いただけますようお願い申し上げますとともに、この見直し内容で、まずは業務を推進させていただき、その推進経過の中で多様なご意見をいただきたいと存じます。その上で、その後の窓口業務のあり方については、そうしたご意見、ご要望等も踏まえながら検討を重ねていくことが望ましいのではないかと考えております。

なお、平成30年1月からの円滑な実施に向けた周知については、議員申し上げましたが、町広報や町ホームページ等を通じ、随時お知らせするほか、各出張所と連携して窓口職員による来町者への説明を行うなど、混乱を来さぬように最大限努めてまいります。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 推進経過の中で、意見を聞きながら対応していくという答弁でございましたけれども、今、議会が終わって広報などで周知をしたときに、住民にとっては初めてのことでありますので、当然、いろいろな意見が出てくることだと思います。

それで、決まったからということになるわけですので、町の対応としては当然そういうふうに行くことなんだろうとは思いますが、住民からすれば、もう時間はまだ1月からということであるとはいえ、何だということになる、そういう私は懸念があります。こうい

う今まで、合併後の対応としてこのようになってきたことですがけれども、例えば、働いている人たちにとって、日曜日が必ずしも休みでない、また日曜日だけ休みだ、こういう人たちもいます。いろいろな形態があるわけですがけれども、そういうのに今の体制は応えている、大変住民からも喜ばれている、便利なやり方だったと思います。それに比べると、やはり、本庁は違いますけれども、出張所については不便になるなというイメージのほうが私は住民にとっては強いのではないかと。そういうことから、もう少し時間をとってやっていくべきではないかということで質問したところです。

推進経過の中で意見をいただいて対応していくということで答弁は変わらないかもしれませんが、住民のサービス向上という立場から考えれば、ちょっと早急ではないかと思うんですが、その点をもう一度伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員の質問の主意については十分に理解しているつもりですので、先ほど答弁した内容になったわけですが、日曜日休みの方あるいは日曜日以外が休みの方、さまざまいらっしゃるんだろうと思います。その中で、美郷町としてより質の高い窓口業務にするために課題を解決するということでの今回の見直しでありますし、また対応する者も正職員が対応しなければならないわけがありますので、そうした与えられている条件あるいは今ある条件を踏まえたと、ご提示した体制が最も望ましいということでもあります。

物事が変化する際には、必ず賛成もあれば反対もあるんだろうと思います。その反対が、実際動いてみての反対と想像での反対には質の違いがあるのではないかと思いますので、さまざまなご意見があることは承知しながらも、行政として質の高い対応をすること、また与えられている職員の体制の中で必要以上の負荷を職員に与えない、一定水準の職場環境の中で業務を推進するという、そういった部分を総合的に考えた場合、今の体制で進めたい。また、町民からの多様なご意見も受け止めた上で、その次の対応を検討するということでもありますので、重ねてご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次に、学校給食費の助成について伺います。

子供の貧困が社会問題になっている中、学校給食費に助成をし、保護者負担を軽減する自治体が全国的に広がっています。

市町村が全額補助し無料化しているところや、保護者が半額負担し市町村が半額補助する方

法や、保護者が3分の2、市町村が3分の1補助するなどのほか、消費税が5%から8%に引き上がった際に増税分を市町村が補助したり、食材費の高騰による支出増を市町村が補助するなどもあります。また、直接保護者の給食費を軽減するものではありませんが、地元の食材を使う地産地消を促進するための補助を行っているところもあります。県内では、八郎潟町に続いて東成瀬村で全額補助をしています。三種町では、第1子、第2子は半額、第3子以降は全額補助し、八峰町と小坂町は2分の1補助をしています。

学校給食の無料化は、「義務教育は無償」という憲法の原則からも子供の健やかな成長を保障するためにも、そして子供の貧困予防対策としても大きな意義があると考えます。世帯収入が伸び悩む一方、教育費は増加傾向にあります。保護者の経済的負担を減らし、子育て支援を行うことが求められています。

ぜひ、当町でも学校給食費に助成をし、保護者負担の軽減を図るよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食費の助成についてですが、学校給食費の負担については、学校給食法に規定があり、議員ご承知のとおり調理設備や運営に要する費用は学校設置者の負担とされ、それ以外の費用、いわゆる材料費などは保護者負担とされているところです。保護者には、食事提供も含めて子供の養育義務があり、学校においては、学校給食を提供しないところもあるなどのことから、学校給食法においては材料費を保護者負担としているものと理解しているところです。

町では、こうした法の趣旨を踏まえ、材料費相当額として1食当たり、小学生は275円、中学生は305円を負担していただいておりますが、この金額は隣接自治体と比較して高いわけではありません。また、所得状況で学校給食費を支払うことが困難なご家庭には、就学援助費として給食費全額を支給し、負担の軽減を図っているところですので、改めてご理解をお願いいたします。

また、美郷町では、地場産品を多く利用しており、安心できるとともにおいしい給食との評価もいただいているところですので、こうした質についてもどうかご理解をお願いいたします。

さて、学校給食費への助成についてですが、県内25市町村の対応は、先ほど議員からご紹介ありましたが、第2子までを半額、第3子以降を無料にしている自治体、給食費全額を助成している自治体がありますが、ごく少数にとどまっているところです。現時点においては、法の趣旨を受けとめるという価値観が大勢を占めているということなんだろうと理解しております。

また、義務教育の推進には、多様な面において予算が必要なわけですが、その予算に限りがある以上、予算投入の優先順位など価値観の相違を認めるとともに、取り組み全体を俯瞰して教育に対する姿勢を把握することが肝要と存じます。

ちなみに、本町においては、子供たちの豊かな感性、想像力を育むための芸術鑑賞や文化講演会の開催、部活動等を通じた人格形成に向けた公式大会等出場の派遣費全額補助、豊かな経験から探究心を育むための中学校2年生を対象にした英語合宿や小学校4年生を対象とした宿泊交流などについて大きな意義を認識し、こうした分野には他自治体より厚く支援策を講じているところです。

そのため、現段階では、今後もこうした取り組みに予算配分を優先させることとし、現在のところ、学校給食費に助成策を講ずることは考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町独自の子供たちへのさまざまな取り組み、今、町長がおっしゃった芸術鑑賞だとか選手派遣費だとか、それはそれですばらしいことであり多くの皆さんに喜ばれていることではあると思います。でも、それとは別の観点でこの学校給食、食育の問題、それから、今、全国的にこうやって補助が増えているというのは、やっぱり子供の貧困が大きな社会問題となっている中で、助成をする自治体が増えていることだと思います。

いろいろな例がありますけれども、全額補助した自治体では、学校給食費の助成でそういう施策を講じたことによって、子育て世代の若い人たちの定住化による人口増を期待しているという自治体もあれば、先ほど言った食育の観点からというところもあります。また、今、町長もおっしゃいましたけれども、予算の優先順位というところであれば、経済的に大変格差が広がっていることを認めた上で、できるところからやるということで、例えば、多子世帯からの補助を行っているという取り組みをしているところもあります。

そういう観点で、答弁同じだとは思いますがけれども、今後の子育て支援とか若者定住とか、そういうことを1つの施策としてまちづくりを検討していく中で、ぜひ検討していただき

と思います。例えば、予算でいえば、予算の問題はもちろんありますけれども、こういう子育て世代の施策、経済的負担がすごく軽いという、美郷町に行けば子育てがしやすいとなれば、例えば、保育料も安くなったわけですし子供の医療費無料化、それから、こういう教育に係るお金が安くて済むとなれば、若い人たちが美郷町に住もうかという選択肢の1つになると思うんです。

そういう総合的に考えていくと、そうすれば、予算はかかりますけれども、税金を払う人たちも増えてくるということになると思いますので、ぜひ、今後そのような観点で検討していただきたいと思います。その点をもう一度お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

子育て支援というものの必要性和大切性については十分に認識しております。しかし、それを1点に集約させて学校給食費を無料化するということが子育て支援の核心になるとは思いません。

したがって、町としては、若い方が定住しやすいような環境に今後とも力を入れることは変わらぬ方針として皆様にお約束いたしますが、その代表例として学校給食ではないという認識もご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 最後の質問です。国民健康保険についてお尋ねいたします。

はじめに、国保の広域化、都道府県単位化についてお伺いいたします。

2015年5月の法改正により、来年度2018年度から国民健康保険の保険者が都道府県と市町村になります。国保のさまざまな実務は実質的には町が行いますが、これまでの国保との大きな違いは、県が国保の財政運営の責任主体だということです。

しかし、これによって、国保の構造的な問題が解決するわけではなく、むしろ国保を医療費適正化の道具にするのではという懸念と批判の声が出されていたものです。国保の運営を都道府県に移管しても、国庫負担を抑制したままでは弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。都道府県単位化によって住民の負担が強いられ、住民サービス低下につながることはないよう取り組んでいただきたいと思いますが、そこで伺います。

国保の都道府県単位化で町の国保業務はどのように変わるのでしょうか。

保険税の賦課決定権はあくまで市町村にあるとされていますが、どのような算定方法となるのでしょうか。

また、県への納付金は100%納付が義務づけられていますが、万一、全額徴収できず財源不足となった場合はどうされるのでしょうか。

新しい制度のもとでは、決められた納付金を全額県に入れなければならないという思いが圧力となり、加入者の生活実態を顧みない収納強化に町が奔走することのないよう、丁寧な相談体制をとるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

次に、国保税の引き下げについて伺います。

28年度は、国保税の引き下げが行われましたが、厳しい経済状況のもと、加入者にとっては依然として重税感が強く、国保税の支払いが家計を圧迫しています。新年度においてもあらゆる財源を活用して引き下げをし、負担軽減を図るよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険についてですが、国民健康保険制度広域化については、平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づいて進められており、各市町村が運営していた国民健康保険の運営を県と市町村がともに保険者となり運営を行うこととなり、主に財政責任を県が負い、保険税の賦課徴収等は従前同様各自治体が担うこととなっております。

現在、県と市町村の担当職員などが集まり、平成30年度からの運営方針等について協議しておりますが、平成29年10月には運営方針を決定、その後に事業納付金も算定され、各市町村に提示される予定になっているところです。

そこで、ご質問の1点目、国民健康保険に関する業務、特に窓口業務に関してですが、現在のところ、今までと大きく変わる点はありません。保険証の発行や資格の管理は市町村の役割となっており、これまでと同様、福祉保健課窓口及び一部の業務は各出張所の窓口において手続を行うことができる予定です。

2点目、国民健康保険の広域化に伴う保険税の算定についてですが、過去3年間の保険給付に基づいて、県全体の事業納付金を算定し、被保険者1人当たりの医療費と被保険者1人当たりの課税所得水準に応じて案分することとなっております。

現在のスケジュールでは、平成29年12月に平成30年度の事業納付金が各市町村に提示さ

れ、その金額に基づいて市町村が税率を決定し賦課徴収を行うことになる予定です。平成29年度からの事業納付金制度を導入したと仮定した場合の県公表の試算では、平成29年度に必要な1人当たりの国保税は11万6,299円と試算されております。一方、平成28年度の美郷町の1人当たり国保税は11万8,108円ですので、ほぼ同額となっております。

したがって、平成29年度の保険給付に大きな変動がなければ、平成30年度においても被保険者に対して大きな負担を強いるようなことはないものと現段階では考えております。

3点目の事業納付金についてですが、100%納付が原則となっておりますので、もしも事業納付金に不足が見込まれる場合には、基金の取り崩しで対応するか、あるいは税率を改正するなどの対応を検討しなければなりません。ご理解をお願いいたします。

4点目の相談体制についてですが、変更となる国民健康保険制度については、平成29年度中から広報等による周知を計画しておりますが、不安を感じる被保険者には、議員ご質問のとおり丁寧に相談に応じてまいりますし、また納税に関しても今までと同様、被保険者の生活実態を考慮しながら相談に応じてまいりたいと考えております。

最後に、国保税の引き下げについてですが、国民健康保険の保険税はご承知のとおり、給付が増えれば負担も増えざるを得ない関係にあります。今後、本算定までの間に保険給付費の支出や前年度繰越金の状況、被保険者数の状況や所得の状況、収納率の状況などをきちんと整理し、歳出見通しに見合う財源担保となりますよう十分に検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 都道府県化のことについてですけれども、新制度のもとで懸念されるのは、最初のうちはいいかと思えます。県で示されている保険税も今と余り変わらない状況ですけれども、しかし、この制度が進んでいくうちに、統一化ということが強化されて、町独自のサービスの制限がされること。それから、そのことが保険税引き上げや徴収強化につながっていくのではないかと。こういうことがとても心配されます。質問の中でも言いましたけれども、構造的な国保の問題は都道府県化したことによって解決されるわけではなくて、一番の解決策は、やはり国の国庫負担の抜本的な引き上げによって加入者の負担を軽減していくことが一番大きいと思えます。

そして、納付金の問題で、やっぱり100%納付ということで徴収率、それから滞納者に対する取り立てといえますか、そういうことがとても強くなるのではということもとても懸念されることです。そういうことのないように、住民の命を守る国保となるように、ぜひ県や国



に対し意見を今後も強く出していただきたいと思います。その点をもう一度お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、基本認識としてですが、滞納はしていただかないようにしないといけない。保険税は、納付してもらうのが当然でありますので、まずは滞納ありきの話ではないことを、議員、ご理解をお願いしたいと思います。

その上で、どうしても滞納せざるを得ない方には、先ほど言いましたとおり、丁寧な対応をもって所得状況に応じて軽減であったり、あるいは分割納付の誓約書であったり、そうした取り組みをしていくということをぜひご理解いただきたいと思います。

その上で、将来においてご不安についてのお話がありましたが、制度が走ってみないとわからないことということはあるんだろうと思います。私どもとしても、現段階において想定される懸念について認識しながら、そのために実務担当者間でさまざまな調整をしているわけですので、現段階において議員がご心配の点が発生しないようなことを、当然、私どもとしても議論の中で声を出していくという話になります。

また、制度的な話についてはかねてより議員のご要望があるわけですが、私どもとして、法律で決まったことについては従わざるを得ない、また今後の対応については、各団体等を通じて制度要望等は今までもやっていますが、今後もやっていくつもりでありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 決して、私は、滞納ありきで申しているわけではありません。けれども、この国保の状況から見て、納付金も100%集められるということは無理な話ではないですか。今も、滞納世帯が、皆さん頑張ってそれは払っていらっしゃるわけですが、どうしても事情があって滞納せざるを得ないという方々がいるわけですので、町長もそういう方々にももちろん丁寧な対応をしていくということでしたので、その点をぜひ要望して終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。